

# 名古屋大学機械航空系同窓会（東山会・高翔会・伊吹会連携同窓会）規則

2022年1月8日 制定

## 第1章 総 則

- 第1条 本会は名古屋大学機械航空系同窓会と称し、その系図を明記するために左記名称に引き続き（東山会・高翔会・伊吹会連携同窓会）と併記する。
- 第2条 本会は会員の親和をはかり、お互いの研鑽と、名古屋大学における本会の母体となる学科・専攻の学術研究・教育への協力を通じて人材の育成に寄与し、以て人類の福祉と文化の発展、並びに産業の振興に貢献することを目的とする。
- 第3条 本会は本部を名古屋市に置く。必要に応じて支部を各地に設置することができる。
- 第4条 本会の事業期間は1期2年とし、5月1日に始まり翌々年4月末日に終わる。
- 第5条 この規則の施行に必要な細則は、理事会で定める。

## 第2章 会 員

- 第6条 本会は正会員、連携会員、名誉会員を以って組織する。
- 第7条 正会員は、令和2年度以降の名古屋大学工学部機械航空系学科及び名古屋大学大学院工学研究科機械航空系専攻を由来とする学科及び専攻（以下母体学科・専攻と称する）の卒業生、修了生、並びに母体学科・専攻に在籍歴のある教員および研究員、職員とする。
- 第8条 連携会員は本会と連携関係にある東山会、高翔会、伊吹会の正会員および特別会員とする。
- 第9条 名誉会員は、本会の関係者であって功績顕著な者または本会の目的達成に多大の貢献をした者であって、理事会の議を経て総会に推薦された者とする。

## 第3章 役 員

- 第10条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 筆頭副会長 1名
- (3) 副会長 若干名
- (4) 幹事長 1名
- (5) 副幹事長 1名
- (6) 幹事 若干名
- (7) 理事 若干名
- (8) 監査 2名

- 第11条 役員は正会員および連携会員の中から互選する。ただし理事と監査を兼ねることはできない。会長及び副会長は理事の互選による。

- 第12条 役員の任期は事業期間の2年とし、重任を妨げない。

- 第13条 役員は下記の会務を行う。

- (1) 会長： 本会を代表し会務を統括する。
- (2) 副会長： 会長を補佐し、会長に事故ある時にはその職務を代行する。次期会長は筆頭副会長

会が就任する。

- (3) 幹事長： 総合調整、総会、理事会、理事連絡会、表彰に関する会務の統括を行う
- (4) 副幹事長：幹事長を補佐し、幹事長不在の際は、その職務を代行する。
- (5) 幹事： 会計、名簿管理、広報の会務を処理する。
- (6) 理事： 会務を処理する。理事は幹事担当以外の会務を分担する。
- (7) 監査： 会の財産・業務を監督する。

#### 第4章 総会及び理事会と幹事会

- 第14条 総会は、原則として事業期間に1回開催する。総会は会長が招集する。会員は総会に出席し意見を述べることができる。
- 第15条 理事会は、会務の遂行に関して会長が必要と認めたときに会長名で招集する。
- 第16条 理事会は会長、副会長、幹事長、副幹事長、幹事、理事及び監査を以って構成する（以下理事会構成員と称する）。理事会は過半数の理事会構成員の出席をもって成立する。ただし委任状を提出した構成員は出席とみなす。理事会の議決は出席者の過半数をもって行う。
- 第17条 理事会は、特に定めのある場合を除き、すべての会務を審議決定する。
- 第18条 幹事会は、理事会前の議題整理など会務の遂行に関して会長が必要と認めたときに幹事長名で招集する。
- 第19条 幹事会は、会長、副会長、幹事長、副幹事長、幹事、および会長または幹事長が必要と認めた理事若干名をもって構成する。

#### 第5章 事業

- 第20条 本会は、本会の目的を達成するために必要と認めた事業を行う。
- 第21条 本会事業の計画及び報告は、理事会の承認を必要とする。また、総会において報告するものとする。

#### 第6章 会計

- 第22条 本会は入会金、終身会費、活動支援金、寄付金及びその他の収入を以って基本金とする。
- 第23条 本会は基本金を以って運用する。
- 第24条 正会員は終身会費として5,000円を納入する。但し終身会員費を分割納入する事ができる。
- 第25条 本会財政への一層の協力支援を正会員および連携会員に要請するため、終身会費とは別に活動支援金を設ける。1口2,000円で、原則として1口以上の納入を、理事会の判断により必要に応じて要請できるものとする。
- 第26条 活動支援金を納めた会員には、本会事業に関する特典を与えることができるものとする。
- 第27条 既納の入会金、終身会費、活動支援金、寄付金は返納しない。
- 第28条 会計の予算及び決算は、理事会の承認を必要とする。また、総会において報告するものとする。

## 第7章 規則変更

第29条 規則の変更には、総会において出席正会員、連携会員の過半数の賛成を必要とする。

## 附 則

- この規則は、2021年3月1日から施行する。

## 沿革

2022年1月8日制定、2021年3月1日に遡って施行することを承認